

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	
		決裁期日	平成 1 7 年 8 月 日
名 称	( 7 月定例 ) 課長会議		
日 時	平成 17 年 7 月 29 日午前 9 時 00 分 ~ 午前 12 時 20 分		
場 所	上富良野町役場 3 階第 2 会議室		
出席者	別紙名簿のとおり 町長・助役・収入役、課長職 11 人、主幹職 1 人、事務局 2 人 ( 行政改革推進事務局主査 1 人 ) 合計 18 人		

## 内 容

**町長あいさつ**

- ・ 行財政改革順調に進んでいる。
- ・ 収入役制度の廃止も短い期間であるが、ある程度の取り組みがなされているようで、10月を迎えられそうだ。
- ・ 職員数適正化計画についても、職員の削減を進め、人件費削減に努めたい。
- ・ 8月には祭典・お盆を迎えるが、交通事故の防止と交通安全に努められたい。
- ・ 先般、企業会計決算審査で、監査委員から未収金の指摘を受けた。今後、一般会計・特別会計の決算審査・決算特別委員会を迎える。未収金の指摘を受けると思われ、今後とも特段の努力をお願いしたい。

**1 収入役事務兼掌に伴う各種変更事項について**

総務課長から別紙資料により説明。

- ・ 今年10月から収入役設置を廃止し、収入役事務を助役が事務兼掌する。
- ・ 兼掌により、領収書等は助役名で発することになる。職務代理者は会計課長で、出納室を会計課へ、病院会計事務処理は引続き会計課で処理し、水道会計事務は引続き会計課職員へ企業出納員を併任発令。
- ・ 条例は、制定の兼掌条例1件、改正関連は一本の条例にまとめて提案し、議会委員会条例は議会提案で臨む。
- ・ 規程のうち、事務専決規程は該当なく、規則8件・規程5件の改正。

助役 今年 4 月から出納室を 4 人体制から 3 人と臨時 1 人体制にした。10 月からは収入役に代わって課長を置き、課長へある程度の権限を与える予定。このような体制となることを課長会議での決定としたい。

**2 職員数適正化計画について**

総務課長から別紙資料により説明。

- ・ H13策定の職員数適正化計画に基づき、これまで取り組み、H14年度からの3

年で19人を減員した。H18年度からの6年間で一般事務職122人のうち約2割の23人が退職する。

- ・ 適正化に向けての基本として、技能労務職は退職不補充を原則とし、一般行政職も退職不補充を原則とするが、組織の維持と新陳代謝を図る面から最小限の新規採用を見込むこととしている。
- ・ 長期の目標としては、H23年度までの6年間にH17.4.1の218人を約13%29人削減し、189人の職員体制で整備する計画。当面は前期・後期3年ずつに分け、期間内15人程度ずつ削減したい目標としている。

助役 7/22 行政改革町民会議に提示したが、厳しい意見もいただいている。事務事業に対する適正配置がなされているのかわからないとの意見もあった。

本計画案は、この会議で決定し、議会にも協議して行きたいと考えている。

質問 当面の目標に柔軟な対応とあるが、現段階で想定するものがあれば聞かせてもらいたい。

(組織維持上最低限1名の採用や、看護師退職による補充などが考えられる。車両班運転技術員退職補充を委託によるかどうかの論議もある。採用は、最小限の採用しか考えておらず、職員年齢構成の階段を考慮した対応を考えている。)

意見 議会事務局の1人減は、H19へ延ばしてもらいたい。H18,19の2年間管内監査委員協議会事務局も担当することになっている。

助役 前回の会議後に別機関であることから議長にも話をしており、議長からも1年先送りの申出を受けている。この会議においては、総体の職員数の計画で決定の取扱いをしたい。

### 3 職員退職勧奨制度の見直しについて

総務課長から別紙資料により説明。

- ・ 前回の会議での意見を下に要綱案をまとめた。目的に職員の年齢と勤続年数の双方を満たすものに改めた。

意見 職員適正化計画にも関連するが、組織の維持上からすると中堅職員の45歳から適用することはどうなのかと思う。職員年齢構成の今後がどうなるのか十分検討する必要があるのではないか。

適正化計画を見越して期間限定で6年先倒しした年齢の職員を対象にするのであれば、ある程度説明もつくと思う。これまでは高齢職員を手厚くしていたが、今回若年職員に手厚くしていることはどうなのかと思う。

助役 職員の定年制度からすると矛盾するものであるが、高齢職員対象であれば新陳代謝の名目が当てはまると思う。

以前食肉センター売却時のような勧奨退職要綱ということであれば、特別養護老人ホームがそのようなことになった場合に考えられる。

社会が閉塞した時代で先が見えないが、職員数を縮小する形で進めなければならぬ。

町長 7月の町民会議でも意見をもらった。要綱改正の目的が必要である。当初定年制導入で設けられたと理解しているが、役場組織の新陳代謝を図るため管理職を対象に実施された。職員に対するお手盛りとならないのかと意見をいただいております、そのようなことにならないよう論議を尽くされたい。(他用務のため退席)

助役 町民からお手盛りと取られないようにしていきたい。

意見 以前の要綱は、勤続年数の長い職員を重視し、今回は若年層重視している。役場組織からすると中堅職員の45歳からの退職では組織の維持が難しくならないか。本人の意思で中堅層が多数退職したならば、組織維持どころでなくなってしまう。

意見 自主自立の道を選択したことからすれば、人件費削減につながる改正であり、

それで良いのでないか。

意見 同感。行政改革の中でも人件費削減をうたっており、その一環とした考えで良いのでないか。

意見 定例の課長会議ではなく、別の機会に論議してはどうか。

助役 年齢を引下げ理由を明確にすること、職員数適正化計画との連動をどう構築するか、この2点を整理する必要がある。職員数適正化計画の年数に併せた年齢にしなければ駄目でないかとも思う。

別の機会を設け、総務課長から案内して論議することとしたい。

#### 4 北海道からの事務・権限の移譲の要望予定状況について

企画財政課長から別紙資料により説明。

- ・ 権限移譲事務は、本町では現在H18に12件、H19以後に11件の23件が本町で希望する状況にある。富良野沿線町村では占冠は自主運営で現有職員のままで希望をしない状況、南富良野・中富良野は本町と変わらないような状況にある。
- ・ H18.4.1から権限移譲事務の希望は、8/1.3.4に道の担当と町担当での説明会、8/8最終希望期限になっているので、所管で発議し、意思決定をされたい。H19.4.1以後の希望分はH17.11月に組織内意思決定を行われたい。

質問 道からこの事務は受けてもらいたいというような話しはないのか。(あくまで地方分権の一環という道からの説明しかない。)

助役 説明あったようなことで、進められたい。

#### 5 補助金等の整理合理化方針について

企画財政課長から別紙資料により説明。

- ・ 5月から92件の補助金等を精査し、7/22の行政改革町民会議へ提示した。
- ・ 8/19の同会議へ諮る予定で、各課長の出席を願い、討議の内容を踏まえ、各所管課の考えを整理してからスケジュールによりヒアリングを実施して、最終方針を決定する。最終的にはH18予算へ反映する。

助役 関連があるので、議題9事務事業の見直しについて説明をしてもらう。

#### 9 事務事業の見直しについて

行政改革推進事務局長から別紙資料により説明。

- ・ 7/22の行政改革町民会議へ町民に関連するものを抽出して資料を提示した。各課からの資料提出が前日の7/21だったことから、組織決定をせずに提示となった。
- ・ 8/19に行政改革町民会議を開いて各課長から説明を受けることになっており、対象の課長の出席を願いたい。討議の内容は、資料の事務事業に限らないので、課所管の事務事業全般に討議が及ぶことを理解されたい。

質問 担当から順番に説明するのか。(順不同で委員から質問を受けることになる。)

質問 質問内容によっては、理事者判断なしに臨むことになるが。(各課長の責任の下に答え、意見交換の内容を踏まえて課としての見直し検討方向を精査されたい。)

助役 7/22の行政改革町民会議資料は、各所管課からの提出が7/21だったため組織決定ができないままの提出になっている。このため、8/19の町民会議には各課長と同会議委員との意見交換になる。多様な意見があると思うので、その点を踏まえ、事務事業を把握して対応されたい。意見交換したことを下に所管課としての考えをまとめ、8月下旬にヒアリングを実施する考えでいる。

8/19 の会議へは課題を明らかにし、課題解決への方向性を示す答え方をするようなことで臨みたい。

## 6 使用料・手数料等の見直し方針について

企画財政課長から別紙資料により説明。

- ・ 今回の使用料見直しは収入確保の側面があり、使用料を是正するという考え方で捉えられたい。
  - ・ 先般、各課長へ8/4まで施設利用調査（部屋面積、使用料金、利用状況など）提出依頼している。
  - ・ 今回の対応方針は、今日は協議したこととして扱い、次回に組織決定したい。関係条例改正は12月議会提案、来年4月実施で臨みたいと考えている。
  - ・ 手数料は権限移譲事務などもあるが、事務の所要時間に平均給与を乗じるほか、用紙代などの事務経費を考慮して料金設定することなど、例示事務との対比も考慮する必要があると考えられる。ごみ手数料は本来町で算定した料金体系へ戻すことを念頭においている。
  - ・ 農産物加工実習施設の使用料は、所管で議会の意見を考慮して設定されたい。
- 助役 農産物加工実習施設は、部屋の貸出と機械の使用もあって、他施設とのバランスを取ることに留意するとともに利用促進を図る観点も加味して対応されたい。
- 各課長とも、基本的な方針はこの方針によるものをベースに検討し、担当職員と協議して進め、問題となる事項があれば調整することで進められたい。政策的に奨励する目的での使用料もあると思うので、精査し、今後組織決定していきたい。

## 7 アウトソーシング基本方針（素案）について

行政改革推進事務局長から別紙資料により説明。

- ・ 7/22の行政改革推進町民会議へ素案を提示した。会議では民営化されることでの危惧する意見も出された。
  - ・ 前回資料からアンダーライン部分に変更となっており、パートナーシップに関する事項、業務委託の種類の記述、委託検討対象となるものの記述、取組み分野の抽出（時期H17.11月）の記述、具体的なプラン策定推進（時期H18.3月策定、H18.4月随時実施）の記述、推進時期（時期H18.3月策定、H18.4月実施）の記述を追加している。
  - ・ 8/15～9/15までパブリック・コメントに付し、9月の課長会議で決定の予定。
- 助役 パブリック・コメントに付してから、課長会議で組織決定していきたい。

## 8 職員提案制度について

行政改革推進事務局主査から別紙資料により説明。

- ・ プロジェクトからの意見がまとまって5/27課長職への報告会を経、行政改革推進事務局でまとめたもの（規定案、規定案の考え方、フロー図）を今回提示している。
- ・ 提案者には課長職と所管課事案は実行できるとの判断で提案を除いている。提出先は総務課長とし、類似したものなどは不受理扱いとしている。提出されたものは関係課長の意見書を添えて審査会に付す。提案者は審査会で説明し、

月末の課長会議で適否を決定する。結果は公表するが本人の希望で情報開示時の氏名は匿名にすることができる。

- ・ 担当所管は総務課にしているが、当面経過措置で置かれている行政改革推進事務局で担当することでも良いのかとも考えている。
- 助役 意見があれば、先ほどの勧奨要綱見直しの会議の際にでも、論議して決定していきたいと思う。

## 10 その他

### < 総務課関係 >

#### (1) 出前講座（仮称）の開催準備について

総務課長から別紙資料により説明。

- ・ 出前講座の実施に当たり、8/19までに意見調書と企画書を提出願いたい。提出先は資料置場になっている。

#### (2) 定期発送業務見直しについて

総務課長から別紙資料により説明。

- ・ 10月から月・水・金へ変更予定で、支障がある場合は所管課分をまとめて、8/19までに報告されたい。

#### (3) 相談案内一覧表作成最終確認について

総務課長から別紙資料により説明。

- ・ 5月課長会議で周知した住民相談案内一覧作成を、8/19までに完了されたい。

#### (4) 交通事故の防止について

総務課長から説明。観光シーズン到来、SS運動参加と職員への注意喚起呼びかけ。

### < 企画財政課関係 >

#### (1) アスベスト対策について

企画財政課長から説明。

- ・ 共産党上富良野支部から対策に関する要望を受けており、関係課長へお知らせしているが、近々に関係課長会議を開き対応を協議したい。

助役 日程調整し、関係課長会議を開き対応を協議したい。

### < 行政改革推進事務局関係 >

#### (1) 行財政改革実施計画に基づく各プロジェクトの推進状況について

行政改革推進事務局主査ら別紙資料により説明。

- ・ 各プロジェクトへ、まとまる直前に課長職の報告会へ説明をするよう連絡する予定。

### < 全体 >

#### その他

- ・ 平成16年度一般会計・特別会計決算審査の実施について、企画財政課長及び監査委員事務局長から別紙資料の日程で実施されるので対応されたい旨説明。

#### 来月の行事予定について < 別添行事予定表参照 >

- ・ 8/7日9:00千歳基地 千歳基地開庁記念行事
- ・ 8/28日12:00旭川市 旭川地方連絡部記念行事

以上。